

議案第45号

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年8月25日提出

大府市長 岡 村 秀 人

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年大府市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するほか、当該申請に係る事項その他必要と認める事項について審査したのち、印鑑登録原票に印鑑の登録をするものとする。 2 前項の規定による確認は、当該印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市長が適当と認める方法により当該登録申請者に対し文書により照会し、その回答書及び市長が適当と認める書類を規則で定める期限までに当該登録申請者に持参させることにより行うものとする。 3 前条第2項の規定は、前項に規定する回答書及び市長が適当と認める書類の持参について準用する。	(印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するほか、当該申請に係る事項その他必要と認める事項について審査したのち、印鑑登録原票により印鑑の登録をするものとする。 2 前項の規定による確認は、当該印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市長が適当と認める方法により当該登録申請者に対し印鑑登録照会書により照会し、印鑑登録回答書及び市長が適当と認める書類を規則で定める期限までに当該登録申請者に持参させることにより行うものとする。 3 前条第2項の規定は、前項の規定による印鑑登録回答書及び市長が適当と認める書類の持参について準用する。

改正後	改正前
4 略 (登録印鑑) 第5条 略 2 略 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録原票) 第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(6) 略 (7) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記 2 前項の印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。 (印鑑登録証)	4 略 (登録印鑑) 第5条 略 2 略 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）<u>のうち非漢字圏のもの</u>が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録原票) 第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(6) 略 (7) 外国人住民<u>のうち非漢字圏のもの</u>が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記 2 前項の印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製<u>することができる</u>。 (印鑑登録証)

改正後	改正前
第7条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を第4条第2項の規定により<u>回答書</u>を持参した者（同条第4項の規定により同条第2項の規定による確認を省略した場合にあっては、当該登録申請者）に対して直接交付するものとする。 2 前項の規定により印鑑登録証の交付を受けようとする者は、印鑑登録証受領書を市長に提出しなければならない。 3・4 略 （印鑑登録証明書交付の申請等） 第10条 略 2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）</u>を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	第7条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面（以下「印鑑登録証」という。）を第4条第2項の規定により<u>印鑑登録回答書</u>を持参した者（同条第4項の規定により同条第2項の規定による確認を省略した場合にあっては、当該登録申請者）に対して直接交付するものとする。 2 前項の規定により印鑑登録証の交付を受けようとする者は、<u>その登録に係る印鑑を押した印鑑登録証受領書</u>を市長に提出しなければならない。 3・4 略 （印鑑登録証明書交付の申請等） 第10条 略 2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

改正後	改正前
3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、印鑑登録証（前項の規定による申請にあつては、<u>個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u>。以下この項において同じ。）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。 （印鑑登録証明書） 第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）～（3） 略 （4） 外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けた場合にあつては、当該氏名の片仮名表記 2 略 （印鑑の登録の抹消） 第14条 略 2 市長は、前項の場合において、転出したこと、死亡したこと又は法第30	3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、印鑑登録証（前項の規定による申請にあつては、個人番号カード。以下この項において同じ。）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。 （印鑑登録証明書） 第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（<u>印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターから打ち出したものを含む。</u>）について証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）～（3） 略 （4） 外国人住民の<u>うち非漢字圏のもの</u>が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けた場合にあつては、当該氏名の片仮名表記 2 略 （印鑑の登録の抹消） 第14条 略 2 市長は、前項の場合において、転出したこと、死亡したこと又は法第30

改正後	改正前
条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）を除く事由により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を当該印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。 3 略	条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）を除く事由により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を<u>印鑑登録抹消通知書により</u>、当該印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。